

仕様書

1 件名

第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）作成等業務

2 業務の目的

第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）の開催に向けては、国内外から訪れる選手・コーチ等（以下「選手団」という。）をはじめとする大会関係者及び観客の安全かつ円滑な輸送の確保、交通規制等による県民・市民生活や経済活動への影響を最小限にとどめる交通対策などを今後、計画していく必要がある。

そのため、本業務では、今後予定している輸送計画策定に必要な各競技会場輸送に関する基礎調査及びその他関連する諸調査、輸送ルート案の検討などを実施のうえ、「第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）」（以下「輸送計画（素案）」という。）を作成することを目的とする。

《参考：第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）開催概要》

- ①日 程 2026年9月19日（土）～10月4日（日）（開催予定）
- ②実施競技 約40競技（2019年6月時点※現在調整中）
- ③選手団 約1万5千人
（選手、コーチ等）
- ④参加国・地域 45か国・地域
- ⑤競技会場 50会場程度を想定
- ⑥選手村 名古屋競馬場跡地をメイン選手村とする。ただし、遠方の競技会場の場合は、選手村を分散することも検討中

3 当事者

本仕様書に記載する「甲」とは一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会とし、「乙」とは本業務の受託事業者を指すものとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和2年3月6日（金）まで

本業務は単年度契約するが、本大会の競技会場数は50会場程度を予定しており、調査箇所が多いことなどから、本仕様書に基づき令和元年度、令和2年度及び令和3年度に実施する業務の成果を踏まえたうえで、令和3年度に輸送計画（素案）を作成するものとする。

令和2年度以降の業務については、甲は乙と随意契約予定である。ただし、前年度の業務実施状況や当該年度の予算措置の状況等によっては、契約しない場合がある。

5 業務内容

(1) 第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）

「第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）」については、令和元年度、令和2年度、令和3年度で実施する本業務の成果を踏まえ作成すること。また、今後、策定を予定しているメディア、VIP、競技役員輸送等を含めた本大会の輸送基本計画及び実施計画への展開を図ることを念頭において作成すること。

(2) 競技会場別輸送規模の推計

ア 過去のアジア競技大会や各競技における国際主要大会及び国内主要大会の実態等を参考に各競技会場における選手団数（輸送規模）、観客数（輸送規模）及び必要車両台数の推計を行うこと。

イ アの結果に基づき、本大会全体の推計を行うこと。

ウ ア及びイを取りまとめ「競技会場別輸送規模推計結果報告書」を作成すること。

(3) 競技会場の輸送に関する調査

ア 調査対象

(ア) 50会場程度とする。

(イ) 調査対象競技会場数は、令和元年度は10会場程度、令和2年度は25会場程度、令和3年度は15会場程度とする。

(ウ) なお、令和元年夏頃には競技会場を可能な限り仮決定をする予定である。

イ 調査内容

(ア) 各競技会場の選手団及び観客輸送を検討するうえで必要となる事項（輸送力、ボトルネック等）の調査を行うこと。

(イ) 各競技会場において問題が顕在化することが懸念される箇所（今後の課題箇所）を抽出し課題に対する今後の対応方針の検討を行うとともに、対応策の整理を行うこと。

(ウ) 具体的な調査項目、調査内容及び調査手法は提案によるものとする。

ウ 調査結果とりまとめ

各年度の調査結果を取りまとめた「競技会場別輸送調査結果報告書」を作成すること。

(4) 競技会場別輸送基本方針（案）の作成

ア 作成対象

上記5（3）ア（イ）における各年度の調査対象と同様とすること。

イ 記載する項目

(ア) 競技会場選手団及び観客輸送手段

(イ) 選手団及び観客輸送動線・輸送ルート素案

(ウ) 選手団及び観客輸送に必要な車両数

(エ) その他提案によるもの

(5) 事業計画書の作成

各年度において実施する業務内容とそのスケジュールを示す事業計画書を作成し、提出すること。

6 成果物の納品等

(1) 成果物及び納品期限

項目	成果物	納品期限	
5 (1) 関連	第20回アジア競技大会競技会場輸送計画 (素案)	令和3年10月～12月頃を目途とするが、甲乙協議の上、決定する。	
5 (2) 関連	競技会場別輸送規模推計結果報告書	令和2年2月28日 (金)	
5 (3) 関連	競技会場別輸送調査結果報告書	令和元年度分	令和2年2月28日 (金)
		令和2年度分	甲乙協議の上、決定する。
		令和3年度分	甲乙協議の上、決定する。
5 (4) 関連	競技会場別輸送基本方針(案)	令和元年度分	令和2年2月28日 (金)
		令和2年度分	甲乙協議の上、決定する。
		令和3年度分	甲乙協議の上、決定する。
5 (5) 関連	事業計画書	令和元年度分	契約締結後2週間以内
		令和2年度分	甲乙協議の上、決定する。
		令和3年度分	甲乙協議の上、決定する。

(2) 納品部数等

各3部 (A4サイズ) 及びPDFデータ

(3) 納品場所

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業課

7 留意事項

(1) 乙は、提案した事項について、甲の指示がない限り提案したとおり実施すること。

(2) 乙は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。

(3) 乙は、事業の実施・運営に際し、甲や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整を行うこと。

(4) 「5 業務内容」を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、適切に対応すること。

(5) 本事業で発生する著作物の著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。) 以下同じ) を甲に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を乙の責任において処理すること。

- (6) 乙は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (7) 本事業の実施に当たり、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めることとする。